

平塚市環境審議会の概要について

1 平塚市環境審議会とは

平塚市環境審議会は、環境基本法第44条及び平塚市環境基本条例第22条に基づき、市長が設置した附属機関です。

環境審議会では、「環境基本計画の策定及び変更に関すること」及び「環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項」について、調査審議を行います。

特に重要な案件については、市長が審議会に対し諮問（意見を伺う）し、審議会が答申（意見を述べる）を行います。

なお、計画の進捗評価結果については、毎年度「ひらつかの環境（環境年次報告書）」という冊子にまとめ、公表しています。

2 審議会の構成

委員 12人（内訳 市民公募委員2人、市民団体3人、事業者4人、学識経験者3人）

3 委員の任期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間

4 委員の報酬

「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の規定により、会議1回につき11,500円（※1）を支給します。（交通費相当額が含まれます。このうち、2,280円が源泉徴収（※2）されますので、手取り額は、9,220円となります。）

（※1）令和7年4月1日付けで改正されました。

（※2）令和7年1月時点の徴収額です。

5 審議会の開催回数

本審議会は、年3回を予定しています。また、詳しい日程は通知にて御連絡いたします。

なお、開催時間は、平日昼間に2時間程度を予定しています。

【参考】●平塚市環境審議会審議内容（過去2年間）

年 度	回 数	審 議 内 容
令和5年度	1	- 平塚市環境審議会及び本市における環境施策等の概要について - 平塚市環境基本計画関連事業の令和4年度実施状況について
	2	- 平塚市環境基本計画別冊（素案）に係るパブリックコメントの実施について - 公共施設における太陽光発電設備に係る導入可能性調査の概要について
	3	- 平塚市環境基本計画（2017年～2026年）別冊の策定について - 公共施設における太陽光発電設備に係る導入可能性調査結果の概要について - 平塚市地球温暖化対策実行計画に基づく二酸化炭素排出量推計について - 平塚市環境基本計画の改定に向けたスケジュールについて

年 度	回 数	審 議 内 容
令和 6 年度	1	・平塚市環境基本計画関連事業の令和 5 年度実施状況について ・平塚市環境基本計画改定に係る市民意識調査票の内容について
	2	・平塚市環境基本計画改定に係る市民意識調査の結果について
	3	・平塚市環境基本計画改定に係る骨子について ・平塚市地球温暖化対策実行計画に基づく二酸化炭素排出量推計について

●環境基本法(抜粋)

(市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第 4 4 条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

●平塚市環境基本条例(抜粋)

第 4 章 環境審議会

(環境審議会)

第 2 2 条 環境基本法(平成 5 年法律第 9 1 号)第 4 4 条の規定に基づき、平塚市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、前項に規定する事項を調査審議する場合において、必要があると認めるときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

4 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

5 審議会は、委員 1 6 人以内をもって組織する。

6 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

(4) その他市長が必要と認める者

7 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

●平塚市環境審議会規則(抜粋)

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ議決することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第4条 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 第3条の規定は、部会について準用する。